

岐阜県公報

第 八 十 四 号

令和二年二月二十八日

(金曜日)

目 次

告 示

知事指定薬物の指定
 道路の区域変更
 (業務水道課) 九五
 (道路維持課) 九六

公 示

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
 岐阜都市計画道路事業の周知
 令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施
 (都市政策課) 九六
 (都市整備課) 九七
 (建築指導課) 九七

正 誤

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知中訂
 正中訂正
 (治山課) 九八

告 示

岐阜県告示第六十六号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 知事指定薬物の名称

- 1 メチル^ニ (四 フルオロブチル) - H インタゾール 三 カルボキサミド^三 三・三 ジメチルブタノアイト及びその塩類(通称四 F M D M B B I N A C A)
- 2 N^一 (ニ フェニルエチル) ヒペリジン 四 イル^ニ N フェニルペンタンアミド及びその塩類(通称 V a l e r y l f e n t a n y l)
- 3 (ハ R) - アセチル N・N ジエチル 六 メチル 九・十 ジデヒドロエルゴリン 八 カルボキサミド及びその塩類(通称 A L D 五^二、一 A c e t y l l s d)
- 4 一 (一・三 ベンゾジオキソール 五 イル) 二 (ブチルアミノ) ペンタ^ン - オン及びその塩類(通称 N B u t y l p e n t y l o n e)

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が発生する日

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和二年二月二十八日

令和二年二月二十九日

岐阜県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年二月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	恵那川線		区域	敷地の幅	延長	備考
路線名	東白川線	加茂郡東白川村大字神土字左広一九三九番二地先	変更前後	員（メートル）	員（メートル）	
区 間	同 郡 同 村 大 字 同 字 同 一 九 三 七 番 四 地 先 まで	同 郡 同 村 大 字 同 字 同 一 九 三 九 番 二 地 先 から	後	一・三 二五・三	一六〇	
			前	五・四 一六・八	二六〇	

公 示

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域
瑞浪市陶町の一部（水上5）

三 調査を行った期間
平成二十年七月から平成二十五年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

瑞浪市（陶町の一部）の地籍図
瑞浪市（陶町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和二年二月二十八日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
下呂市

二 調査を行った地域
下呂市萩原町山之口の一部（カジヤ6）

三 調査を行った期間
平成二十六年八月から令和元年九月まで

四 地図及び簿冊の名称

下呂市（萩原町山之口の一部）の地籍図
下呂市（萩原町山之口の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和二年二月二十八日

○岐阜都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により都市計画道路事業の変更の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

令和二年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画道路事業

三・三・四一号 長良系貫線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市整備課

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

○令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施しますので、岐阜県建築士法施行細則（昭和二十五年岐阜県規則第五十七号）第十二条の規定により公示します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の規定により、岐阜県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

令和二年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 期日及び時間

1 二級建築士試験

学科の試験

令和二年七月五日（日）午前十時十分から午後五時二十分まで

設計製図の試験

令和二年九月十三日（日）午前十一時から午後四時まで

木造建築士試験

学科の試験

令和二年七月十二日（日）午前十時十分から午後五時二十分まで

設計製図の試験

令和二年十月十一日（日）午前十一時から午後四時まで

二 試験地

1 二級建築士試験

学科の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

設計製図の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

2 木造建築士試験

学科の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

設計製図の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

三 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

(一) 受験申込受付期間

令和二年三月二十五日（水）から同月三十一日（火）まで

(二) 受験申込方法及び郵送先

次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送してください。

〒一〇二〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三 六紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター本部

2 受付場所における受験申込み

(一) 受験申込受付期間、受付時間及び受付場所

令和二年四月九日（木）から同月十三日（月）まで

午前十時から午後五時まで
岐阜市数田南五丁目一四番五三号 OKBふれあい会館

(二) 受験申込書の提出

受験申込書は、三の2の(一)の受付場所に申込者本人が直接提出してください。

3 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができます。

(一) 受験申込受付期間及び受付時間

令和二年四月十三日(月)から同月二十日(月)まで

受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaetc.or.jp/>)

において、必要な事項を入力して申し込んでください。

四 学科試験の免除

平成三十年又は令和元年に実施した二級建築士試験又は木造建築士試験において学科の試験に合格した者は、その申請により、合格した試験に係る本年の学科の試験を免除します。

五 合格者の発表

令和二年十二月三日(木)の予定

なお、学科の試験の結果については、二級建築士は令和二年八月二十五日(火)に、木造建築士は同年九月八日(火)に発表の予定

六 その他

1 設計製図の試験の課題は、令和二年六月十日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaetc.or.jp/>) において公表します。

2 受験に際し、身体に障がいがあるため何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出たうえで、受付期間内に公益財団法人建築技術教育普及センター本部(業務第一課)(電話番号〇三三六二六一三三三〇)にご連絡ください。

3 この試験の詳しい内容については、公益財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部(電話番号〇五二二六一六八一六)又は公益社団法人岐阜県建築士会

(電話番号〇五八二二五九三六一)にお問い合わせください。

○正 誤

(原稿誤り)

令和元年十一月十九日第五十七号 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知中訂正三六四頁下段前から六行目中「八行目及び九行目中「一五八二の二〇(次の図に示す部分に限る。)」は、「一五八二の二〇」の、同段後ろから十行目中「一五八二の二」は、「一五八二の二」は、「十行目中「一五八二の一、一五八二の二、一五八二の六、一五八二の八、一五八二の九、一五八二の一〇、一五八二の一九、一五八二の二〇(次の図に示す部分に限る。)」は、「一五八二の一」の誤り。